

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(2) 「特茶 a TOKUCHA」 (サントリー食品インターナショナル株式会社)

〇〇〇委員 続きまして、2件目であります。新規審議の項目で、サントリー食品インターナショナル株式会社からの「特茶 a TOKUCHA」でございます。

消費者庁から製品等の概要についての御説明をお願いします。

〇消費者庁食品表示企画課 では、説明いたします。

資料2-1を御覧ください。こちらにつきましては、参考資料7に既許可品のシリーズ品がございまして、60ページから62ページの間に製品がございまして、申請品でございますが、申請者はサントリー食品インターナショナル株式会社、商品名は「特茶 a TOKUCHA」となっております。本申請品につきましては、既に許可されております「特茶 a TOKUCHA」と許可表示の一部が異なっておりますが、一日摂取目安量、一日摂取量当たりの関与成分量等については特に変更はございません。

今回の変更点といたしましては、表示見本にグラフを記載しておりまして、申請者からの申請書の理由の記載といたしましては、表示見本にグラフを記載することで、消費者に対しエビデンスをより明確に分かりやすく伝えることができるようになり、特定保健用食品としての有用性を正しく理解してもらうことが可能になると考えられるということで今回記載しているものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議をよろしくをお願いします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

続きまして、事務局から調査会での審議状況などについての説明をお願いします。

〇消費者委員会事務局 それでは、「特茶 a TOKUCHA」につきまして説明をさせていただきますが、今回のこの品目の申請のポイントが製品ラベルにグラフを表示することというところがございますので、品目の内容に入ります前に、特保製品のラベルにグラフを表示することについての決まりについて、まず説明させていただきたいと思っております。

まず、特保の製品にグラフを表示してよいのか、悪いのか、あるいは表示する場合はどう扱うのかということに対しまして、法的な規定はございません。

それから、消費者庁から出されております特保に関する通知、この中にも特にグラフの表示についての規定はございません。

もう一つ、公的な決まり事として、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約及びその施行規則というものが令和2年につくられております。この中にはグラフ表示についての規定がございます。この公正競争規約は、規約全体の構成が容器包装の表示についてという部分と、それから容器包装以外の表示、一言で言ってしまうと広告についての表示という部分、その二つからつくられております。この施行規則の中に書かれていることなのですけれども、容器包装、それから容器包装以外の共通の項目として、不当表示の禁

止というものがあります。ここには、グラフ等のデータを使用する場合には、消費者に内容を拡大解釈され、または許可等を受けた内容に関して医薬品的な効能・効果を消費者に過大に期待させるおそれがある表示は不当表示となりますと。ですから、そういった表示は駄目ですよということが書かれております。ここにはグラフを使ってもよいとも、あるいは悪いとも書かれていないのですけれども、グラフを使用する場合においてとなっておりますので、グラフを使用すること自体は認められているのかと思われます。

次に、容器包装以外の表示という中に書かれていることなのですが、このグラフ等の扱いにつきまして、次のようなことが書かれております。使用するデータの出典が学術誌に掲載されたものであり、かつ許可等を受けた食品に関する審査申請書の添付資料である場合に限り二つの条件が課されております。そういった条件を満たす場合に限り、許可等表示における効果について試験概要及び出典を明記した上で、ヒト試験におけるグラフ等のデータを用いた説明を表示することができる。このように決められております。

ただ、この場合でも、内容を拡大解釈させ、または誤認させることがないように表示することとされております。

この公正競争規約、令和2年につくられておりますけれども、これは日本健康・栄養食品協会というところが作成いたしました「特定保健用食品」適正広告自主基準というものを基につくられております。公正競争規約には、試験概要及び出典を明記した上で、ヒト試験におけるデータ、グラフを用いた説明を表示できると書かれておりますが、試験概要を明記とされているだけで、これ以上詳細なことは書かれておりません。一方、公正競争規約の前身であります日本健康・栄養食品協会の自主基準には、広告にデータを使用する場合は、以下の試験条件、摂取期間、対象者の属性等、試験の概要を表示することとされており、その下に例示がされておまして、例えば試験条件としてはn数ですとか摂取方法、摂取期間を書くこと。それから、対象者の属性といたしまして、年齢、性別、体脂肪関連の特保であればBMI、血圧関連の特保であれば血圧、そういったことを試験概要として明記することというふうに規定されております。

以上が特保製品のラベルにグラフを表示することについての決まり事です。

それでは、この品目についての説明に移らせていただきます。

資料2-2の審議経過を御覧いただけますでしょうか。この品目は、昨年12月6日に開催されました第58回の調査会で御審議いただきました。その審議結果といたしましては、グラフの表示につきまして、4項目の意見を部会に申し送ることといたしまして、調査会了承とされております。

その申し送り事項ですけれども、製品ラベルに、先ほどから申し上げておりますように有効性試験結果のグラフを表示することについてですので、申請書概要版のイにございます表示見本と、それから、このグラフの基になっておりますヒト試験であります文献1-8を御覧いただけますでしょうか。ページ下の中央部分にページを振ってございますけれども、その139ページになります。よろしいでしょうか。ここに表1、表2という試験結果が載っ

ております。この結果を基にラベルにグラフを表示しているわけです。

どのようなグラフかといいますと、それは概要版の表示見本のほうを見ていただけますでしょうか。これは四角いボトルに巻いていくラベルになりますので、四つの絵が並んでおりますけれども、右のところにグラフ、ヒト試験でこのような結果が得られておりますというグラフを製品ラベルに描こうとしているということでございます。

このようなグラフを載せることにつきまして、調査会から部会のほうへ申し送りがされているわけですが、議論のポイントといたしましては、まず、文献1-8で行われたヒト試験の試料が、今回の申請品そのものではなく、関与成分量が同一である類似品を用いて行われたものであるということ。それから、この論文で出されました結果というのは、今見ていただきましたように表2という表の形で示されていたものなのですが、それを製品ラベルではグラフとして表示しているということ。それから、論文の試験結果には全脂肪面積、内臓脂肪面積、皮下脂肪面積の変化量の推移が示されているが、グラフでは結果の一部、全脂肪面積だけを抜き出して、変化量のみを表示しているということ。それから、全脂肪面積というのは約300cm<sup>2</sup>であったわけですが、そのことは製品のラベルでは表示されておらず、変化量約5cm<sup>2</sup>という値だけが表示されているということでございます。

こういったことから、調査会から部会への申し送り事項といたしましては、まず1点目として、製品ラベルに有効性試験の結果のグラフを表示することは、論文では表で示されていたデータをグラフで示すことを含めて差し支えないとされました。また、そのグラフが本申請品の類似品、関与成分量が同一である等、同等性があるものに限るということですが、使用したデータがあることも問題はないというふうに結論されました。

ただ、今後、グラフの表示を一律に認めるものではないので、製品ごとに調査会あるいは調査部会の審議で、有効性、試験結果に照らしてグラフの表示が適切であるかどうか個別に判断していく必要があると考えたとされました。

それから、2点目でございますが、グラフの基となっております文献1-8の試験結果には、先ほども申し上げましたが、全脂肪面積、内臓脂肪面積、皮下脂肪面積の変化量の推移が示されているが、グラフでは全脂肪面積の変化量のみを表示している。また、全脂肪面積が約300cm<sup>2</sup>であることは表示されておらず、変化量5cm<sup>2</sup>だけが表示されているということ。これらの表示方法では、試験結果の全体を把握できず、消費者に誤認を与えるおそれがあるということございました。

それから、3点目といたしまして、グラフには平均値だけでなく、ばらつき、被験者数、被験者の属性、例えば今回の申請品目であれば脂肪面積等の情報を表示すべきである。一方、 $\#$ は $p < 0.05$ を示しますといったような有意差表記などは消費者に分かりにくい情報であるので、これは整理することが望ましいのではないかとということございました。

以上3点が製品のラベルにグラフを表示することについての調査会から部会への申し送り事項でございます。

それから、申し送り事項の4点目ですけれども、これはグラフとは関係のない表示についてなのですが、もう一度申請書概要版にあります表示見本を御覧いただけますでしょうか。この品目の関与成分はケルセチン配糖体というものののですけれども、そこで見ていただければ分かりますように、正面の真ん中に「ケルセチンゴールド」と書かれております。この「ケルセチンゴールド」という表示につきまして、申し送り事項では、表示見本中の「ケルセチンゴールド」は、正式な化合物名であるケルセチンを変更しているものであり、当社呼称という断り書きがあるにしても、科学的に不正確、不適切な表現である。正しい情報を消費者に伝えることを旨とする特定保健用食品の表示としては適切ではないと言わざるを得ない。今後の申請に当たっては、この表示を見直すことが強く望まれるということでした。

この「ケルセチンゴールド」という表示につきましては、ちょっと複雑な経緯がございますので、そこも併せて説明させていただきたいと思います。

今日この会議室に御出席の委員のところには、お机の上に机上配付資料として表記見本中の「ケルセチンゴールド」の表現についてという資料があるかと思います。オンラインで御参加の委員の方々には、昨日、会議のリンクと一緒にこの資料をお送りしておりますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

この「ケルセチンゴールド」という表現といいますか表示なののですけれども、これが初めて使われたのは、調査会あるいは調査部会での審議を経て了承された品目ではなく、変更届提出品目、これで最初に使用されております。ですから、このときには調査会、調査部会の委員の方々は見えていなかったということでした。

その後、机上配付資料のところにはいろいろ絵が並んでおるとは思いますけれども、真ん中に二つ横並びでラベルの絵があるかと思いますけれども、初めてこの「ケルセチンゴールド」という表示が使われたのは、ここにあります平成3年9月14日に許可されました「特茶 TOKUCHA」という品目でした。これが調査会、調査部会で審議されたときには、その左側に変更点とありますように緑を基調としたラベル、これが申請書の表示見本として添付されておまして、これで許可されております。そのものにつきまして、3か月後の12月15日に変更届が出されまして、細かい表示は違ってきておりますけれども、基本的に今と同じですね。「ケルセチンゴールド」というものを真ん中に置いたデザイン、このラベルに変更されているということでした。これが「ケルセチンゴールド」が初めて使われた製品です。

その後、この下にあります「特茶 s」という同じようなラベルを載せておりますけれども、この「特茶 s」につきまして、ここにありますラベル、「特茶 TOKUCHA」の変更後のラベルと同じようなデザインの表示見本で申請されまして、調査会、調査部会の審議にかけられ、結果として了承されております。

ただ、昨年令和5年8月に開催されました65回の部会では、委員からこの表現について懸念する御意見がございました。そのときには、既許可品があり、強く改善を図ることは

申し上げにくい部分もありますがというコメントと一緒に、この「ケルセチンゴールド」という表示が消費者の誤認を招かないか不安視する御意見が出されたということでございました。この65回の部会では、既許可品もあることだしということでございまして、この表示を不安視する委員からの意見が出されたということを議事録に残しまして、申請者にもこういった御意見がありましたよということを伝えるということで終わっております。

この表示を不安視する意見がありましたよということを申請者に伝えたわけですが、その後の今回申請されましたこの「特茶 a TOKUCHA」という品目でも同様の表示がなされております。これにつきまして、昨年12月6日の58回の調査会で、事務局のほうから、今お話ししているような「ケルセチンゴールド」が表示されるようになった経緯と65回での審議内容を説明させていただいたということでございます。

以上が、「ケルセチンゴールド」という表示につきましての調査会からの申し送り事項と、「ケルセチンゴールド」という表示につきましての過去の経緯でございます。

それから、もう一点、調査会で出た御意見として、これは部会への申し送りということにはなっておりませんが、関与成分の分析法を示す資料におきまして、従来は検量線も添付されていたのですが、今回の品目については検量線が添付されていないということがございまして、調査会の御意見としては、方法の妥当性を確認できるよう検量線を添付すべきであるということでございました。ただ、これは、繰り返しになりますけれども、特に部会へ申し送るということではございませんで、申請者のほうにこういった御意見があったということを伝えることにしております。

以上が、「特茶 a TOKUCHA」につきましての審議の経緯と調査会での審議結果でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員から議論の状況について、これもまた複雑な案件ですが、よろしくお願いします。

〇〇〇委員 ただいま事務局から説明があったとおりなのですが、今回の申請は、ラベルのところに試験結果のグラフを載せたいという申請でございます。許可を受けようとする表示の内容としましては、資料2-1にありますように、申請するわけですから、少しこの許可文言、表示文言を変えております。「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力（脂肪の分解・消費）を高め、体脂肪が多めの方の、体脂肪を減らすのを助けます」という新しい文言になっていますが、これについては既許可品のものと大きな差はないということで、この文言については認めているところですが、グラフにつきまして議論を中心にいたしました。

先ほど事務局からありましたように、概要版の139ページの表1と表2でございしますが、グラフにしたいというところは表2の全脂肪面積です。対照飲料が8週間で $+4.5\text{cm}^2$ 、12週間で $4.97\text{cm}^2$ 、被験飲料のほうが $-5.13\text{cm}^2$ 、 $-5.32\text{cm}^2$ ということで、これは比較しますと $10\text{cm}^2$ の差があるという、一番差が大きいところを出したいということでございます。

ただ、委員の意見としましては、この表1を見たところ、全脂肪面積が最初は300cm<sup>2</sup>前後あるということで、300分の5増えた、300分の5減ったということで、このグラフからはちょっと想像ができないところがございます。先ほどの自主基準のところでも、取り巻くデータを載せることということですので、調査会としましては、初期値をどこかに示してほしいということ。それから、このグラフはかなり有意差のところが入っておりますので、0.05と有意差を認めたところだけに印をつけて、0.01のところはなくてもいいのではないかとということで、少しこの辺りを整理してくださいということ。そして、表2では、これは標準誤差になっておりますが、この標準誤差も各ポイントにつけていただくようにして分かりやすくしてくださいということで、消費者に誤認がないようにということを中心に議論をいたしました。被験者数も書いてくださいということで、グラフにすることは問題ないけれども、データを正確にこのグラフに表してくださいということが主な趣旨でございます。

それから、「ケルセチンゴールド」につきましては、今、事務局から御説明があったように、最初には調査会、調査部会も審議するのではなく、表示見本の変更ということで、変更届出が出されたもので、その後もう電車のつり広告ですとかテレビコマーシャルとかで「ケルセチンゴールド」といってケルセチン配糖体の化学式が金色に光っているのが出てきまして、私もこれを見てちょっと、あれ、こんなことだったかなと思ったのですけれども、既にもう既許可品が出ていることが分かりましたので、事務局から説明があったように、調査会、調査部会でも今後は十分留意してくださいということを申請者に伝えたということでございます。

委員の中には、「ケルセチンゴールド」は面白いというような意見もあったのですけれども、多くの意見が、やはり化合物名にプラス「ゴールド」という言葉をつけるのは科学的ではないということで、特に特定保健用食品の関与成分はケルセチン配糖体ということになっていきますので、それに注釈はついているのですけれども、「ゴールド」というのを前面に出して消費者に誤認を与えるのは問題ではないかとということで、もう一度部会のほうに上げるということになりました。

審査の経緯は以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

もう一度調査会からの御進言を自分なりに理解を確認させていただきたいと思うのですけれども、まず、5cm<sup>2</sup>だけ増えているのは誤認があるから初期値を出すべきだということが一つ。その次に、有意差が0.01と0.05があるのは見づらいから、0.05だけに絞っていいのではないかと意見があったということが一つ。もう一つ、「ゴールド」という表現は避けたほうがいいという意見なのか、もうそれはいいけれども今後気をつけてくださいという意見なのか、そこら辺のところをもう少し踏み込んでいただけると。

〇〇〇委員 議論としては、ケルセチンに、化合物名に「ゴールド」をつけるのは特保の関与成分としてはよろしくないという、それは多くの意見だったのですけれども、ただ、

運営におきまして既に既許可品が出ているということなので、そこは形式的には許可されているわけですから、それを覆すような根拠はないので、注意していただきたいということを前回申し上げたところですが、もう一回出てきたということで、今後これがもういろいろな化合物に「ゴールド」をつけて出てきたらどうなるのでしょうかということも想定がされますので、一応ここで、好ましくないということをもう一回言っておいたほうがいいのではないかと趣旨でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、〇〇委員からの御発言に対して、これは一度認めてはいるものの、調査会からは今のような意見が出ていて、認めているけれどもやめたほうがいいというような意見が事務局から見て言えるかどうかというのは、どうお考えですか。

〇友行参事官 大変難しい問題だと思われましても、既に認められていて、世の中に広く出回っているということの一つ考えますと、〇〇委員もおっしゃっておられましたが、それを覆すほどの状況ですとか根拠などがあることをもって申請者などに言うことはできるかとは思いますが、なかなかそういうものがない状態で、それはいかんというふうに言うのは難しいかなという感触を持っています。

〇〇〇委員 調査会も部会も「ゴールド」という表現は通っていないのですよね。でも、変更申請で許可を出してしまったという経緯ですね。その中で、今後は望ましくありませんよねという意見は申請者には伝わっている。今回の再申請ではもう一遍「ゴールド」で出てきたという状況ですよね。それでもやはりそれを言うのは難しいということですか。

〇友行参事官 参考資料として机上配付資料を見ていただきますと、委員の先生方、御認識かもしれませんが、最初に「ゴールド」が出てきたときには変更届ということで出されて、それは部会、調査会のあずかり知らないところでこの表示が認められたということが一つございます。その後、部会、調査会に上がってきたときに1回同じような表示で「ケルセチンゴールド」というふうに書かれておりまして、そのときは致し方ないという形で。

では、そのときの経緯を詳しくお願いします。

〇消費者委員会事務局 この「特茶 s」という品目につきましては申請のポイントが別のところにございまして、許可表示文言を従来品から変えたいということがございました。そちらのほうに目が行ってしまって、ラベルがこういうふうになっているのを、よろしくないというのは間違いないのですけれども、見落としてしまったということかなと。このラベルにつきましては、初めて調査会あるいは部会に上がったときに、これでいいのか、悪いのかという御議論はされておりました。

調査会で2回、部会で2回審議されたのですけれども、途中で気がつかれた部会委員のほうから、先ほど御紹介したような、こういった表示は適切なのだろうかという御意見が出された。そのときは、先ほどからありますけれども、既に広告で流されているとかいうこともございまして、調査会、部会の委員の方々も、調査会審議、部会審議で許可してしまったのかと勘違いされたようなところもあったのかなというふうに感じられまして、控

えぎみで、こんな表現はいいんだろうかという発言をされていた委員がいらっしやったというふうに記憶しております。

〇〇〇委員 そうすると、少なくとも「ゴールド」の名前で一度調査会、部会は通った形になっているのですか。

〇消費者委員会事務局 そういう形になっております。

〇〇〇委員 なので、部会としても一度認めてしまっているものに対して、改めて意見を言うとしたら、そういう懸念の声があったというのが精いっぱいではないかという状況だということですか。

〇消費者委員会事務局 そうですね。既許可品があるということで、懸念する御意見があったのですけれども、駄目とまでは言えないだろうということもそのときに議論があって、今後検討していくように強く申し入れようといいますが、申請者に伝えるということで、そのときは終わっておりました。そういうことを申請者に伝えた後も、また同じものが出てきたというのが今回でございます。

〇〇〇委員 分かりました。

ちょっと〇〇委員に調査会の様子を教えていただきたいのですけれども、今回そういう状況でもう一度言うことが目いっぱいかなという話になったと思うのですけれども、これは違う申請者から、例えば「カテキンゴールド」とかが出てきたら、調査会的には認めそうな感じなのか、それはもう駄目という感じなのでしょうか。

〇〇〇委員 そこはまだ調査会にかけていないので、あくまでも想像の範囲なのですけれども、調査会の意見としては、やはり化合物名をモディファイするのはよくないということなので、新しいものが出てきたときは、それはまた意見として出す方向にいくのではないかなというふうに想定はいたしております。

〇〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

〇友行参事官 先ほどは途中で失礼いたしました。審議の経過をもう一度確認したいのですけれども、最初にこの文字が出てきたときは届出で出てきました。それから、同じパッケージで調査会や部会に上がったときには、パッケージとしては同じものが出ていたのだけれども、そのところには議論が直接及ばず、そのまま別のところが審議の焦点となっており、このままの形で許可された。したがって、そのときには指摘はしていなかったということでございますね。今回がまたその同じ、グラフというような申請者の申請の意図の中心はそこかもしれませんが、「ケルセチンゴールド」というところがまた同じような形で出てきているということで、今回は特にその「ケルセチンゴールド」という表示のところも非常に論点となっているということでございますね。

先ほど、何回かもう認めてしまっているのが難しいのではないかと役所としては思いますというような感触を持ちますということをお伝えいたしました。

あと、それに併せて情報提供でございますけれども、表示ラベル見本を見ていただきま

すと、これでいいかどうかということはございますが、「ケルセチンゴールド」というようなマークをつけているところに米印をつけられておりまして、これは当社呼称でありますというようなことも書かれており、事業者としては一定このような注釈をつけているというところもございます。そういうところも併せて御審議いただければと思います。

〇〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

では、論点をまとめさせてもらいますと、この審議では、まずグラフはこれで適切ですか。調査会からの意見としては、ちょっと差の開き方が大き過ぎるから、少なくとも総数の初期値を入れるべきではないかということと、有意差などはもう少し整理をする形でつくってはどうかという御意見。それともう一つの論点は、「ケルセチンゴールド」を使わないでくださいとはちょっと言いにくそうだという中で、委員の先生方から見て、使うのは望ましくないですよねというようなことを意見として入れるべきかどうかということの2点について。

確認ですが、今回一応表示項目の変更は出てきているのですけれども、この表示項目の変更そのもの、文言そのものは問題がなかったということです。グラフと「ゴールド」の2点について、これは委員の先生、適時併せて意見を言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、〇〇委員お願いします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。〇〇です。

まず、グラフについては、事務局のほうから大変丁寧に背景的なものと一般論として整理すべきことについて御説明していただいて、大変よく理解できたところです。

実際にどういうふうに関心するかどうかということについては、やはり300というベースの値に対する5ということが一番大事だと感じております。どちらかというとな一般的には内臓脂肪面積のほうが数字としてのイメージが強いので、それに対しての5であるとそれなりのインパクトはあるわけですが、300に対しての5だけであるということ。

一方、今回のこのグラフを申請者側がどう見せたいかといったときに、テレビコマーシャルを多く行っているの、どちらかというとなテレビでグラフを見せて注目を集めて、それがアイコン的にこっちにもあるので、商品をつなげようという意図もあるのかなと推察をしております。そういう意味では、テレビコマーシャルなどでこういうグラフを見せて宣伝しているという、このことについては特段何も言えないという状況を考えると、表示については、調査会のほうで指摘いただいたようなことについて、まずしっかりと伝える。これが特保では1例目になるので、前例としてきちんと残るような形がよろしいかと思います。

また、「ゴールド」については、できる範囲での強い意見として伝えることが大事なのではないかと思いました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

では、□□委員、お願いします。

○□□委員 ありがとうございます。□□でございます。

時間が限られているようなので簡潔に申し上げますと、まず、変更届出が出てきた部分は、手続論的な話になってしまいますけれども、おそらく、見逃した云々ということではなくて、消費者庁のほうで、変更届の範ちゅうであるということで、その範囲の中での変更ということで受け付けたのだと思うのです。したがって、今後、似たような事案が起きても、その範ちゅうについては、ある程度その範囲の幅を持たせていくしかないのではないかなと考えます。

ただ、そのことを野放しにすることを、調査会や部会がどう考えるかというのはまた別問題だと思いますので、事務局のほうで、これは私の私案になってしまいますけれども、似たような事案で変更届が来た場合、手続論的には可能なのだけれども、調査会、部会では肯定的ではない意見が出ています、ということを強く窓口で言うしかないように思います。

二つ目のグラフの件につきましては、先ほど来、委員の先生方、あるいは事務局の説明どおりで、割合が非常に少ないものをグラフで表しているというところをちゃんと示すというのは大事だと思うのですけれども、あえて一風変わったコメントをさせていただきますと、特に日本ではこういうデジタル化というか、グラフで見せるという習慣があまりなくて、上がったとか下がったとか、いいですよ、悪いですよ、のような「定性的」な表現が非常に多い中で、こういう風にグラフを用いて客観性を持たせて、「定量的」に示していく傾向というのは、使い方を間違えると大変なのですけれども、一方で、いい動きなのではないかなと思っています。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

では、□□委員、お願いします。

○□□委員 このグラフなのですけれども、一般消費者がこのグラフを見ると、大きな開きがあるように見えるので、わあ、こんなに下がるんだと。今、御説明をお伺いしまして、300に対してたった5㎖だけですかと聞くと、何だ、それだけだと。このグラフだけ見ると、私も絶対に買いたくなくなってしまうグラフなので、このグラフはちょっと一般消費者に誤認を与えるかなと思います。

それから、パッケージの問題なのですけれども、消費者目線で言いますと、「ゴールド」とか、この下の「PREMIUM」もそうですけれども、何だかよさそうというそのイメージだけで捉えてしまう消費者が多いと思うので、どうなのでしょう。それでこのグラフもあつたら、もうばっちり消費者の気持ちにフィットしてしまうのですけれども、成分名だけではなくてパッケージ全体を今後、特保の表示を考えるとときには、注意事項だけではなく、

「PREMIUM」だったり、「ゴールド」だったり、多分PRするいろいろな文言が出てくると思うので、その一つ一つを注意して見ていくことが大切だなと思いました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

他に御意見はいかがでしょうか。ウェブの委員の先生方も。

では、〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 複雑な状況の御説明をありがとうございました。

まず、グラフの使用については、パッケージの使用が認められているということではございましたが、正直これだけ狭いスペースに文字の級数を非常に小さく表示せざるを得ない状況の中で、試験概要等、必要事項を記載していくことは非常に難しいチャレンジを申請者さんはしていらっしゃるというふうに感じました。もちろんグラフの内容については、私も拡大解釈、不当表示に該当するような、優良誤認に当たるような印象を感じております。

もう一方の「ゴールド」についてなのですが、メーカー側からすると、一度変更申請の時点でも認可を受けたというようなところは、やはり継続して使用していきたいというお気持ちがあるのもすごく共感はできます。ただ、〇〇委員がおっしゃったように、化合物に「ゴールド」、あるいは何らかの形容詞を今後つけていくことが業界の中で拡大していくことは好ましくないというのは私も本当にそのような気づきをいただいたのですけれども、問題としては、この商品については認可してしまったけれども、このことが広がらないように、化合物には「ゴールド」等の形容詞をつけないという部会としてのスタンスを一つ明確にされた上で、その後のアクションとして、一度認可いたしましたけれども、いかがなものかという姿勢を明確に示していくという選択肢があるのかなというふうにはお話を伺っていて感じました。

〇〇〇委員 ありがとうございます。今の御意見は、この委員会としては、今後、好ましくないということを言うということをこれに付加的に付け加えるということだと思います。

では、〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。これは前回から気になっていた点なのですが、今回改めてグラフまでパッケージに入れるということで、懸念しています。グラフに関しては、結果の一部を取り出して強調しているという印象を持ちました。過大な表示になっているのではないかと思います。やはり情報としての正確さを基本に考えていただかないと、消費者にとって誤認に結びつきます。

特に p 値の表現など、一般的ではないと思いますので、そうした分かりにくさや、あるいは、出所ということでは1日1本云々という内容で試験結果であることを書いてありますが、出所がわかりにくいことも、これでよいのかと思います。

今回、特に先ほどテレビ広告の話が出ましたが、ホームページなどを拝見すると、こちらのグラフを用いたコマーシャルを含め、データありきということで意識してコミュニケ

ーションを取っていらっしゃる。その辺はいいと思うのですが、パッケージにまで入るとなると、これはちょっと違う次元かと考えております。テレビ広告のように、例えば3か月で終わるとかそういうレベルだったらいいいと思うのですが、パッケージの場合、ずっとラベルとして存在するのでどうかなと思います。

そして、「ゴールド」の件なのですが、これも前回議論になった点で、そのときにも申し上げたのですが、「ケルセチンゴールド」という形で登録商標のマークを取っているで、ちょっとうまいところをつかれたなど。「ゴールド」という言葉からのイメージ、やはり品質がよいと一般の消費者は認識すると思います。これについては®を取って、それを盾にされてしまっているの、それ以上ちょっと言及しにくいという印象を持っています。ただ、このままでいいのかという問題意識は一方であります。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、〇〇委員からの御指摘の出处ということ、それはどこの部分の御指摘か、もう一度説明していただけるとありがたいです。

〇〇〇委員 パッケージのグラフの表示のところなのですが、試験結果だということを、p 値の上のところでは。

〇〇〇委員 出典と書かれている部分のことですかね。

〇〇〇委員 そうですね。グラフのところに出典、そこにありますね。これで消費者は分かるのでしょうか。

〇〇〇委員 これで分かるのでしょうかという御意見として承ってよろしいですか。

〇〇〇委員 はい。

〇〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

では、続いて、〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いします。

〇〇〇委員 〇〇です。

今、多くの方が意見を述べられていることとそう大きくは変わらないのですけれども、基本的にこういったグラフを示す場合というのは、私たちは医科系にいますと大体、医薬品などのコマーシャルフォームだとか、添付文書だとか、そういったいろいろなリーフレットの中で展開するのはよくあるものだと思います。こういったグラフで説明するというのは、ある種、プロダクターである企業のほうの説明責任、アカウンタビリティを強く示していると前向きに捉えればそういうことなのではけれども、一方で、この飲料を飲むことによっての有用性が高い部分をうまく見せる場でもあるわけですね。過剰に評価されてしまったり、過剰に受け取りやすいという、俗に言うミスリードを起こしてしまう可能性もあるので、私はこういった表示の分野においてグラフまで掲載することについては、しかもパッケージでは賛成しかねる立場です。もし表示するのであれば、もともとの脂肪面積もありますから、何%ぐらい下がったぐらいでさらっと描いてくれるほうがまだ受け入れやすいかなと思っています。あえて言えばですが、描かなくてもいいのではないかな

という気がします。

それから、もう一つの「ゴールド」なのですが、先ほどおっしゃられたとおりで、®がついてしまっている以上、企業のほうが権利を持っていますから、我々があまり言えないのではないかなという気がします。言い方を変えれば、パッケージのほうにも®をちゃんとつけてもらいたいなということで、列記とした化合物名にこのような非学問的な名称を修飾語でつけること自体が本当のことでナンセンスだと私も思っていますけれども、これをもう登録商標で認められてしまっている以上、企業側のほうにその権利・権限があると私も思いますので、今後こういった表記をしないように企業努力してくださいなどのことをお伝えするぐらいしかできないのかなと、皆様方の御意見を伺いながら、そのように認識した次第です。

あえて大きな追加するような発言ではなかったのですが、以上申し上げます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。懸念の意見と承りました。ただ、グラフを出すことは駄目だとはなかなか言いにくそうな状況です。

〇〇〇委員 そうですね。強いて言うと、あまりグラフは使わないほうがいいのではないかなと思いますが、駄目だとは言いきれないので、やむを得ないかなとも思います。

〇〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 今、2名の委員の先生方がおっしゃったのと同じ意見なのですが、過去の経緯をお話しさせてもらおうと、こういった表示に、特保当初のときは、グラフの表示は駄目というようなことがありました。それは先ほど〇〇委員がおっしゃったとおり、医薬品的な能書きとかそういったところにグラフが表示され、医薬品的なものと勘違いされるのではないかなということから、特保については、こういったパッケージにはグラフはちょっと遠慮してもらっていたという経緯があったということを申し上げたいと思います。

さはさりながら、先ほども言ったとおり、もうテレビでもやっていて、一定の正確な情報が得られるということならば、それも否定できないだろうということです。

それともう一点は、先ほどから言っている「ゴールド」についても、皆様方のおっしゃるとおりで、ただ、やはりこういった「ゴールド」というものについて、優良であるかのように勘違いする可能性があるということは、部会としての意見として申請者に伝えるということは、よいのではないかと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 〇〇です。

皆様がおっしゃられることとほぼほぼ同じではありますが、まず、グラフについては、裏打ちされた事実をきちんと述べているというところで、正しいことであるならば、全く問題ないのではないかなという考え方です。なので、初期値の300というのは必ず記載してい

ただきたいというところであり、また今度、p 値についても、大学の教員としては、5%と1%の両方を記載してくれているというのはすごくありがたいなと思っています。これも事実ですので、5%、1%の有意差検定の結果が記載されていることはよろしいかと思えます。極端に言えば、どの有意差検定を使ったのだといってもおかしくないぐらいではあるのですが、一般消費者が、知識がある、ないは別として、正しいことではありますので、p 値については記載があってよいかなと思います。

また、全体として議論になっている「ケルセチンゴールド」の「ゴールド」ですけれども、様々な成分表示のところにこれを記載していると、かなり問題にはなると思いますが、一応、ケルセチン配糖体を示す当社呼称というアスタリスクがついています。また、今後そういった化合物に「ゴールド」がつくのではないかという懸念、他の会社から出てくる化合物名に何かつく懸念というところについては、今後我々が目を光らせておく必要があると思いますが、もし登録商標、®を取られてしまうならば、それはそれでもうやむを得ないところもあるということで、「ケルセチンゴールド」を使うなというのは、ちょっと今後言えないのではないかなという考え方です。

それよりも、他の会社が化合物名に何か修飾語をつけてきたときに懸念をする必要があるかと思っています。ただし、それが登録商標であった場合には、ちょっと何とも言えないのではないかなというところで落としどころをつけておく必要があるのかなというふうにも思っております。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

登録商標の件についてですけれども、企業として登録商標を取るという話と、その登録商標を掲示していいかどうかをここで審議するということはちょっと別の話だと思えますので、その企業しかその登録商標を使えないという話と、その企業に使わないでくださいとこの委員会から言えるか言えないかということでは、言えるというふうには思っています。ただ、今回の場合は一度認めてしまっているというところが、さらに登録商標を取っているのだったらより一層言いにくいよねという話だと思いますので、そこは登録商標の話とは切り離して考えるべきだと思います。かといって、今後出てきてもらっても困るという意見が大勢を占めているという状況には変わりがないかなと考えています。

〇〇〇委員 成分表示のところの記載で登録商標の文言を使うのは間違いですよ。栄養成分表示のところで、もし登録商標を取って、関与成分に「ケルセチンゴールド」、イソクエルシトリンとして110mgと書かれると、これはもう表示違反です。

〇〇〇委員 それはもう既に化学物質名ではないので、それは使ってはいけない。

〇〇〇委員 そうですよ。これは化合物名をきちんと記載する。今回は、特茶の下に六角形のベンゼン環みたいなので「ケルセチンゴールド」と大きく書かれていることが消費者への懸念ということですよ。

〇〇〇委員 そうです。要は商品名としてどういう名前をつけるかということが、特保の

内容とどれだけ連動するかという部分についても、こちらからは意見が言える部分だというふうに理解しています。

〇〇〇委員 ただ、ケルセチン配糖体を示す当社呼称と書かれていても、そこは表現としては大きな問題であるということでしょうか。

〇〇〇委員 そうですね。今後、あらゆるものに「ゴールド」がついて出てきて商標を取ってというようなことは避けたいということだと思いますし、次に「ケルセチンダイアモンド」が出てきても困るということだと思いますので、そういう科学的でない部分で特保が左右されるのは好ましくないというふうに考えています。

〇〇〇委員 全ての表現のところでの科学的な根拠であったり、科学的な表現であったりというのもきちんとやっていこうということによろしいでしょうか。そういう理解を我々はしておく必要があるのではないかということによろしいでしょうか。

〇〇〇委員 調査会からもそのような意見をいただいているというふうに理解をしております。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇〇委員 やはり化合物名にそういった形容詞的なものをつけるのはまずいということで、商品名に別に何とか「ゴールド」とつけても、それは科学的なところでは何も言えないというような意見もありましたが、化合物につけるのは、特保には適さないという意見でした。

〇〇〇委員 それであれば全然、全く問題ないと思いますので、今後も押し通していくところによろしいかと思います。ありがとうございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

この部会、1時ぐらいをめどに一旦閉じてということでは言われているので、お尻があるということを前提に議論を進めていきたいと思いますが、〇〇委員から手が挙がっていますので、〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 手短に。前回の調査会と同じ意見なのですけれども、先ほど〇〇委員との議論で商標の登録のことは話し合われたのでよろしいかと思います。前回は、こういう書き方をするのだったら、少なくとも商標として登録をして®をつけてはどうかというふうに申し上げたのですけれども、既に取りられているということが調査不足で失礼しました。商品名と同じ形で別途に考えて、基本的には特保に出すときには、そういう®がついていても、あまり多用しないことという方針は出していくということで、消費者の方からも、新しいものを求めるということでの期待が大きいということが先ほど議論にもありましたので、その姿勢は出しながら、つけるのであれば、®をつけた形できっちり分けて使ってくださいということをはっきりさせておくことがいいと思います。

グラフのほうは、前回、前例があるのですかということでお尋ねしたときに、ありますということだったのですが、今日、実は止めていたこともありますということをもた新たに伺って、難しいところではあると思うのですけれども、今回の場合は300ということをし

っちりとつけた上で、よい前例になっていけばよいのかと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

他に御意見いかがでしょうか。

今までの議論をまとめさせていただきますと、グラフそのものは、最初の御説明にありましたように、出すのは止めるものではないということで、そこから先は、調査会からの御意見にあったように、ちょっと幅が大き過ぎるので、少なくとも初期値が明確になって、そんなに差が広がっているわけではないというのが見えるようにしてくださいということと、ばらつきなどの説明がちょっと煩雑だということで、この煩雑さをもう少し簡単に、分かりにくい情報になる部分は取捨選択してくださいということ。

そして、「ケルセチンゴールド」、これもいいんじゃないかという意見もあったという状況もありますので、少なくともやめてくださいということではなく、今後、こういう表現については好ましくないということと、見直せるのだったら見直してくださいというような意見。まさにこの調査会からいただいた意見の内容に集約しつつあるというふうに理解をいたしました。今のような内容で。

では、事務局からお願いします。

〇友行参事官 今のおまとめに異論は恐らくないと思うのですが、〇〇委員の御議論に関連して、以前、グラフを出したことがあるのかなのか、その辺りの御説明について消費者庁からもう一度御説明いただくことはできますか。

〇消費者庁食品表示企画課 では、消費者庁のほうから説明いたします。

過去に1件だけ許可した品物がございまして、許可日が平成17年3月29日。参考資料7で見ますと、26ページの下のほうから29番に書かれている「賢者の食卓」というものになります。

〇〇〇委員 すみません。場所をもう一度言ってもらっていいですか。

〇消費者庁食品表示企画課 26ページ、血糖値関係のものでございます。下から2番目の29番と番号が書かれております「賢者の食卓」。

〇〇〇委員 これにはグラフがあったということですね。

〇消費者庁食品表示企画課 グラフがついた状態で許可をされました。現在この商品はダブルクレームの商品のほうで販売の実績がございまして、そちらのほうの商品についてはグラフをつけていないもので許可して販売されている状況でございます。

〇〇〇委員 分かりました。前例はあったということですね。

他はいかがでしょう。

今ちょっと簡単なまとめを発言させていただきましたけれども、今のような内容でまとめていくということで、委員の先生方の御意見をいただきたいと思うのですが、その方向で進めてよろしいでしょうか。

では、事務局から議論の経過についての確認をお願いします。

○消費者委員会事務局 本日の審議結果として確認させていただきます。

まず、大分議論の中心は表示のほうに行っただけですけれども、許可表示文言も若干変わっておるわけですが、これについては問題ないということによろしいでしょうか。

○□□委員 はい。

○消費者委員会事務局 そうしますと、次に表示の問題ですが、グラフの表示について、それから「ケルセチンゴールド」という表示についてということになるかと思えます。

まず、ラベルのほうにつきましては、調査会から部会への申し送り事項をそのまま部会の指摘事項として申請者に伝え、回答あるいは申請書の見解を求めるということによろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

ただ、1点、このグラフにつきまして、被験者数、被験者の属性を表示すべきである。一方、#の意味など消費者に分かりにくい情報は整理することが望ましいということで調査会からの申し送りは終わっておるのですが、これをそのまま申請者に伝えましても、申請者も、ではどんなグラフにしたらいいのか。どんな項目を残して、どれを削ったらいのかというのも好きにはできないから、あるいは言葉だけでやり取りをしていますと、申請者からの回答をまた部会の皆様に御覧いただいて、そこから議論をするというのは非常に時間と手間がかかってくることになってしまうと思うのです。ですので。

○□□委員 その点については、部会長一任で受けさせていただければいいかと思っただけですけれども。多分、煩雑さをきれいにするというのは、たくさんで議論をしてもまとまらないだけだと思うので。

○消費者委員会事務局 すみません。ちょっと私が先走ってしまいましたけれども。

○□□委員 いずれにせよ、意見を伝えて、意見つき承諾という形になっていくと思うのです。ただ、その意見が反映されているかどうかの確認は□□委員にもぜひ御協力をいただいて、調査会での意見も踏まえたような内容になっているかどうかの確認をしていただいて、了解を得るというような形を取ってはどうかというふうに思います。

○消費者委員会事務局 失礼いたしました。では、今後どうするかということでまた再度確認させていただきますけれども、グラフについてはこういった整理をするようにということも指摘事項とさせていただきます。

それから、「ケルセチンゴールド」につきましても、調査会からの申し送りをそのまま引用するということがよろしいでしょうか。部会でもいろいろな不安視というか、適切なのかどうかという御意見が出たと。ただ、今すぐ駄目とは言えないところもあるので、今後の申請に当たってはこの表示を見直すことが強く望まれると、調査会ではそのように申し送っておりますので、それをこの表現のまま申請者に指摘として伝える。これは指摘にはならないですね。今回直せということではないので、こういった御意見が部会で出たことを伝えるということによろしいでしょうか。

〇〇〇委員 そうですね。部会から様々な意見はあったがという枕言葉はつけていただきたいと思いますけれども、伝える内容としてはその内容で考えていただければと思いました。

〇消費者委員会事務局 そのようにさせていただきます。

では、申請者には、部会の審議結果として、グラフ表示について3点指摘事項として伝えて、どう対応するのか申請者の回答をもらうことにいたします。その申請者からの回答が出てきた後は、部会長一任ということで、部会長預かりという形で処理させていただき、部会長の御了承が得られれば、部会として了承するという形で今後の作業は進めていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〇〇〇委員 分かりました。

では、部会長に一任いただいた内容で〇〇委員と相談して、これでいけるということであれば、了解の答申を出していくということでよろしいですかね。

〇消費者委員会事務局 はい。

〇〇〇委員 分かりました。では、そのような方針で進めたいと思います。

ちょっと難しい案件が続いて、4件あったうちの2件しか終わらせることができなかったのですが、次回に持ち越しという形で進めさせていただいてよろしいですかね。

分かりました。

お願いします。